平成２３年（フ）第３３０号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹288番地　ラファエルⅠ101
債務者　岩﨑　昌子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３７５号
埼玉県東松山市大字松山1684番地11　向台住宅１―408
債務者　市田　京子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４０３号
千葉市花見川区幕張町６丁目301番地145
債務者　伊藤　　緑
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７３７号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区23棟203号
債務者　長尾　一子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８４３号
千葉県船橋市前原西１丁目24番１―906号
債務者　齋藤夢多郎
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６９６号
神奈川県座間市小松原２丁目43番10号　新開ハイツ101号
債務者　山田　利榮
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６８号
相模原市中央区星が丘１丁目10番１号　グルワール星が丘702
債務者　緑川　蘭子（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３７４号
相模原市中央区高根２丁目14番７号　リカーズ高根102
債務者　赤壁　孝一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３８１号
神奈川県座間市相武台３丁目4774番地の19　鈴木荘105号
債務者　菅原　幸夫（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３８９号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目40番２号　ハイツリバーサイド１―102
債務者　多田英里香（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３９３号
相模原市緑区大島3269番地１　リバーテラス中の郷Ｂ302号
債務者　橋本　啓一
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３９４号
神奈川県座間市相模が丘３丁目34番10―304号　コンドミニアム小田急相模原
債務者　齋藤　安志
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３９６号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目８番８―302号　ジョイフルハイツⅡ南林間
債務者　石岡　照治
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４０６号
相模原市中央区南橋本２丁目４番16―1109号
債務者　飯田　涼二
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第９４９号
京都府八幡市八幡小松17番地の11
債務者　清田不二子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２８号
京都市北区大北山鏡石町１番地３　ハイツ金閣301
債務者　竹原　英二
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１５１号
京都府長岡京市神足３丁目５番16号豊荘101
債務者　内海　義弘
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係